


えん罪救済センターNEWS No.8

CONTENTS

テキサス州調査報告（徳永 光）	1
連載エッセイ・科捜研からみた刑事捜査 第1回（平岡義博）	6


新しい連載エッセイを
スタートしました
(6頁をご覧ください)

えん罪救済センター Innocence Project Japan

 〒603-8577 京都府京都市北区等持院北町 56-1
立命館大学 人間科学研究所気付

 URL: <http://www.ipjapan.org/>

 facebook:
<https://www.facebook.com/innocence.project.japan>

 Email: ipj2015@outlook.com

 Tel : 090-2101-0931

Fax: 075-466-3362

●第8号 2018年7月31日発行

(受付時間 9:00~17:30, 土日祝日を除く)

テキサス州調査報告

徳永 光 (獨協大学)

はじめに

2017年9月17日から23日にかけて、テキサス州とヒューストン市で取り組まれている法科学関連の改革を調査してきました。ヒューストンは、もともと、市警察に付属していた法科学研究所が全米最悪と批判されるほどのあり様でしたが、その後の改革により、法科学研究所に対する監督体制を整備し、なにより、警察組織から完全に独立した研究所の設置を実現させました。興味深いお話を聴くことができましたので、ここで概要をご紹介しますと思います。

調査を行ったのは、日本弁護士連合会法務研究財団の助成による研究会「刑事手続きにおける鑑定に関する法規制の研究」(第112号研究、主任研究員 賛田健二郎)のメンバーです(以下、鑑定研究会と略します)。この研究会に、笹倉香奈副代表と私が属しています。

鑑定研究会は、主に、検察側の鑑定に対する再鑑定、被告人・有罪確定者側の鑑定を保障するための法整備を実現させるべく、具体的な改革提言を行おうと活動している研究会です。海外の動向調査のほか、国内の通達類の検討や、鑑定資料の全量消費が問題となった事例の収集なども行っています。テキサス州調査は、笹倉副代表からのご提案と現地との連絡調整、通訳のおかげで(要は、全面的なご尽力により)実現しました。また、今回の調査には、研究会メンバー外から平岡義博委員も参加されました。

ご承知のとおり、アメリカでは多くの冤罪事件が発覚し、その原因の一つが科学的証拠・専門家証言

の誤りにあります。いくつかの州では、法科学研究所の不祥事が露見しスキャンダルとなりました。ヒューストンでも、2000年代の初めに、市警察付属の研究所における虚偽報告、検査結果の捏造、検査者の技能不足、標準的検査手順の不遵守などが大きく報道され、これらの不適切な鑑定実務が冤罪を引き起こしたことに強い批判が起きました。また、膨大な未検査資料の滞留も問題となっていました。

これに対して市が抜本的な改革を決断した結果、今では各地から視察者が訪れる最先端の研究所が誕生しました。(詳細については、笹倉・季刊刑事弁護90号148頁以下)。とくに、研究所の透明性の徹底については、調査へ行った私たちの予想を超える取り組みがなされていました。州レベルでも、立法により研究所への監督体制が整備され、また最高裁判所も、冤罪防止・救済のための活動に積極的に取り組んでいました。

訪問先

わたしたちは今回、ヒューストン法科学センター(Houston Forensic Science Center, 以下 HFSC)、テキサス州法科学委員会(Texas Forensic Science Commission)、テキサス州最高裁判所の刑事司法健全化ユニット(Criminal Justice Integrity Unit)、テキサス大学オースティン校(イノセンス・クリニック(Actual Innocence Clinic)、死刑事件クリニック(Death Penalty Clinic))を訪問し聴き取り調査を行うほか、ヒューストン市警察の証拠保管庫内部も見学することができました。(紙幅の関係で証拠保管庫については割愛しますが、捜査機関とは分離され、IDカードとバーコードで出入庫を管理する新しい技術を導入した施設でした)。その他、DNA未検査資料の滞留問題を取り上げた映画の上映会、これをテーマとしたシンポジウムにも参加してきました(これらは主に被害者支援の観点から、資料の適正な管理と検査を求める内容でした)。

HFSC

HFSCの設置は、当時の市長の主導で実現したとされますが、その決断には、法科学研究所の独立性を勧告した2009年の全米科学アカデミーの報告書も大きく影響したようです。センターは、物理的にはまだ警察署内部に位置していましたが、組織は完全に警察から独立し、地方公共法人と位置づけられています。

2012年から設置準備がなされ、2014年に、指紋、銃器、薬毒物、デジタル・フォレンジック、生物学・DNAなどの鑑定機能と現場鑑識機能が、警察からHFSCへ移されました。ほぼ市の予算で運営されており、最高意思決定機関は、市長が指名し市議会の承認した9人の理事で構成されています（この中には雪冤者も含まれます）。HFSCへの移管後、DNA鑑定や指紋鑑定等の未処理案件が大幅に改善されたとのことでした。現場鑑識機能の移管については、現場の警察官から根強い反対がありましたが、もともと警察の現場鑑識が粗雑すぎであったこと、警察とHFSCの連絡や出動態勢を改善したことにより、この機能を警察へ戻すという議論は下火になっています。

注目されるのは、透明性の徹底を図るその姿勢でした。研究所で生じた事故やインシデントについては必ず上部に報告がなされ、原因や改善策等を含む報告書が作成されます。この報告書はネット上で閲覧でき、事件の番号を知っている弁護士であれば自分の依頼人のケースについて検索することもできるそうです。その他に、標準業務手順書(SOP)を含め5000件の資料がネット上に公開されており、今後2万から3万件に増やしていきたいとお話しました。

このような情報公開も、警察の意向にかかわらず独自の判断で行えることが、独立性を獲得した組織の利点とのことでした。鑑定の品質管理についても同様であり、ブラインドテスト(現場資料に似せ

たダミーを鑑定資料に混ぜて検査させ、エラー率を測定する方法と、1回目の検査者を明らかにせず2度目の検査を行わせ、結果を照合する方法)が導入されていました。ブラインドテストの重要性については、従来から指摘されているところですが、その手間と費用が問題で、現実にはなかなか難しいとされてきました。今回HFSCの取り組みを知り、為せば成るのだと感動すら覚えました。

法科学委員会

テキサス州の法科学研究所(公的、私的を問わず)の監督を行う機関として、2005年に設置されました(刑事手続法§38.01以下)。委員会は、市長の任命により9名で構成されています。2名は法科学者で、検察官、弁護士から各1名、その他、テキサス州内の5つの大学から研究者が1名ずつ選任されます。

法科学研究所で起きた過誤や不正を調査することをその役割とし、2015年からはそれまで公安局が行っていた研究所に対する認証業務も引き継ぎました。2019年からは、各検査者に対する免許制度も導入する予定だそうです。

研究所における過誤や不正については、調査申立制度が設けられており、イノセンス・プロジェクト、受刑者、研究所の職員、弁護人など、ときには検察官からも申立てがあるそうです。調査時点では、約200件の申立てを受け、うち15件について報告書を作成したとのことでした。各研究所は、問題事案が発生したときは委員会に報告を行う義務を負っています。報告を行わなかったことが後で発覚した場合は、認証の取消しを受ける可能性があります。認証制度は、情報を隠すよりも報告した方が良いと研究所に判断させる動機付けとしても有効だそうです。

法律の規定により、委員会の報告書自体に証拠能力は認められず、裁判に提出することはできませ

ん。ただし、その中の情報をどう活用するかは弁護人に任せられるとのことでした。

委員会はまた、特定分野の鑑定に関する調査も行っています。たとえば、混合DNA鑑定の解釈（計算方法）の誤りが、過去の事件に影響を与えていないか検証も行われています。歯痕鑑定については、現時点では使用すべきでないとの判断に至り、この鑑定に関する認証を出さないことで、事実上、裁判で使用できない状態を作りだしているそうです。

このように、法科学委員会はあくまで中立の監督機関であり、その判断が直接具体的な裁判に影響を及ぼすことはありませんが、鑑定の信頼性確保に関し、実質的な影響力を持っていると言えます。日本にも、こうした認証、監督システムが必要でしょう。なお、委員会の報告書もネット上で公開されています。

最高裁判所健全化ユニット

2008年に最高裁判所に設置された特別委員会です。テキサス州の刑事司法システムを見直し、立法に対する勧告を行うと同時に、法曹に対するさまざまな研修活動も行っています。委員は、最高裁判事、地裁判事、上院議員、検察官、警察官、弁護士、テキサス大学刑事弁護クリニック教授など14名で構成されています。設立者のバーバラ・ハーヴェイ判事は、2000年代半ばに、冤罪が問題となってきたこと、これを改革するための法案が州議会ではなかなか成立しない状況にあったことから、最高裁の中に委員会をおいて、司法改革に取り組むことにしたそうです。2年間で2000万ドル（誤植ではありません）の予算が付いているとのことでした。

同ユニットでは、法科学に関して裁判関係者がみな同じレベルで問題を理解している状況を目指し、法曹三者が一同に会するセミナーを開いています。目撃供述、虚偽自白、混合DNAなどのテーマにつ

いて、全米各地から専門家を招いた講演会を行い、これらは録画・中継されて、州議員も見ることができます。セミナーを開くこと自体が、最高裁がその問題に関心を持っているというメッセージとして関係者に伝わり、みな勉強するようになって、レベルが上がるというお話しでした。

また、ユニットの大きなプロジェクトとして、通知制度が創設されました。たとえば、法科学委員会の調査により特定の法科学研究所の問題が発覚した場合、あるいは混合DNA鑑定のような鑑定手法・解釈一般に問題が生じた場合などで、個別事件でそれが使用されていたときには、受刑者に対し、あなたの事件にはこのような問題がある可能性があり、訴えたいときはこういう弁護士に相談できるという情報を通知するそうです。

テキサス大学各クリニック

テキサス大学のクリニックは、DNA鑑定によらない事件も取り扱っており、むしろ虚偽自白や目撃供述の問題となる事件がほとんどのことでした。これらの事件については、必要に応じ、心理学者の支援を求めることになるそうです。

テキサス大学では主に、死刑事件、非死刑事件における有罪確定後の鑑定資料へのアクセスについてお話を伺いました（手続きの話は割愛します）。非死刑事件の有罪確定者については、国選弁護が保障されていないことが証拠へのアクセスを困難にする第一の障害となっているそうです。また、有罪確定後のDNA鑑定については規定が設けられたものの、それ以外の鑑定については条文がなく、裁判所の裁量によっている状況について説明を受けました。一方、有罪確定前については、被告人が要求すれば通常鑑定資料へのアクセスは認められるとのことであり、特に問題は生じていない様子であったのが大変印象的でした。

なお、テキサス州の法科学の現状については、確

かに HFSC という最先端の研究所はできたものの、なお、鑑定の中には証拠として用いてよいのか精査すべきものがあり、法科学委員会でも調査に取り組むべきだという意見が聞かれました。また、テキサス州で統一的な運用にすべきであるとの指摘もなされました。

さいごに

今回の調査では、HFSC による透明性の徹底と、法科学委員会の監督体制、冤罪防止・救済に対する最高裁判所の積極性と主導力の高さに強い感銘を受けて帰ってきました。

テキサス州はもともとが酷い状況にあり、今も改革半ばではありますが、鑑定の品質が、透明性や第三者による監督体制によって保証される点は、テキサスに限った話ではありません。日本もこのような体制を目指すべきではないかと思います。また、研究所を警察から独立させることは現実に可能である上、利点が多く、弊害は特になさそうであることも分かりました。

調査結果の詳細については、報告書が近日発行される予定です（この原稿も、他のメンバーの報告書原稿を参照して作成しました）。関心のある方はぜひ、ご覧になってください。

以上

【窓口休止のお知らせ】

えん罪救済センターの窓口を以下の期間休止します。

下記の期間はお手紙、お電話の窓口を休止いたしますので、ご注意ください。

2018年8月13日（月） ～ 8月17日（金）

2018年12月26日（水）～2019年1月4日（金）

法務省矯正局へ申入れを行いました

2018年3月8日、刑事施設の収容者からえん罪救済センターへの書類送付について法務省矯正局に申入れを行いました。

えん罪事件の調査を行うためには、いうまでもなく、被収容者からの申し込みを受けて、事件の内容を正確に把握する必要があります。そのためには、被収容者が保有している訴訟記録や資料などを当センターに送付していただき、十分な検討をしなければなりません。

ところが最近、当センターに刑事施設（刑務所等）の被収容者が支援を求めて連絡をする際、資料などの送付が施設側から制限される事例が多発しています。

そこで、当センターは2018年3月8日に法務省矯正局宛てに申入れを行い、各刑事施設において適切な対応がなされるよう周知徹底をしていただくことを求めるとともに、同局の担当者に面談を申し込みました。

被収容者の権利を実現するために、一部の刑事施設における運用は改善されるべきです。当センターは今後も、えん罪事件の支援と検証を通して公正・公平な司法を実現するために活動いたします。

→ **申入れの詳細は以下の URL にてご覧いただけます**

<https://goo.gl/Hpe5GW>



科捜研からみた刑事捜査 (第1回)

平岡 義博

警察官はもちろんのことであるが、検事や判事も科学鑑定について説明すると難しい顔をされるが多かった。化学分析にしろ DNA 型鑑定にしろ、専門的な用語の意味や科学的な実験方法など理解するのに抵抗感を感じられるようである。一方、科学鑑定を行う側にも法律用語や法的な概念の意味に難解さを感じるものがある。ここに法学と科学の深い谷間が存在する。それぞれの領域の言葉(用語)が通ぜず、意思疎通が困難なのである。

法律家にとって科学鑑定を難しくしているのは、科学鑑定の専門領域が多いことであろう。そもそも「科学」とは「個別の学科の学問」であるから、実際のところ科学の専門家でも分野が違えば他の専門領域のことは良くわからない。それは法律家にとっても刑事分野や民事分野、医療過誤事件の専門家などと分野にわかれていて、専門分野に精通されている社会と同じことなのかもしれない。

しかし、科学的証拠が事実認定の核心部分を担う今日、科学への苦手意識は甚だ困ったことなのである。公判の場で、お互いに言葉が通ぜず、何の事だかお互いにわからないために、議論がかみ合わない。裁判官もわかったような顔をして実はわかっていない。

米国テキサス州では、これではいけないと州最高裁判所(Supreme Court)の判事が率先して検事や弁護士を集め、専門家を招いて科学的証拠の講習会を行っている。昨年現地を訪問した時は「混合 DNA 型鑑定の解析方法と信頼性について、講習会を開催するところだ」とおっしゃっていた。公判において法律家が同じレベルの科学知識と認識を持っていなければ正しい判決ができない、というのが彼らの認識なのである。

我が国においては、足利事件の冤罪が明らかになってから3年後、最高裁判所司法研修所から「科学的証拠とこれを用いた裁判の在り方」(「在り方」という)が刊行された。これは科学鑑定の信頼性を検討したうえで、科学的証拠を過信せず等身大の評価が重要であることを述べている。特に、科学鑑定と言われるものの中で形態を比較する鑑定では科学性や信頼性に問題があり、段階的なカテゴリーに分類して考えるべきであることや、科学鑑定には証明力に限界があることも理解すべきであることを指摘している。

「在り方」は今や、裁判官や検事のバイブルになっていると言われるだけに、さすがにわが国も最高裁の力はすごいと感じるものがある。しかし「在り方」は DNA 型鑑定に中心が据えられており、薬物鑑定やポリグラフ検査もいくらか検討されてもいるが、科学鑑定全般の網羅的な評価検討は今後の課題となっている。また、法科学研究機関の信頼性に関する ISO 認証制度については、他国の例が紹介されただけに止まり、我が国の法科学研究機関に対する認証制度が無い実態は言及されていないなど、今後多くの課題を残している。

さらに米国と決定的に異なるのは、「在り方」その後のフォローが鈍いことである。例えばテキサスでは、検事が被告人に有利な証拠を意図的に隠していたことが問題になれば、被告人に有利な証拠も開示する法律が議会で成立し、再発防止の执行力となっている。我が国の科学警察研究所(「科警研」)は、本来であれば率先して科学鑑定の信頼性向上に向けて対策し、地方の科学捜査研究所(「科捜研」)を指導すべきであるのに、科警研が主催する「日本法科学技術学会」に科学鑑定の信頼性に関する発表セッションはない。昨年(2017年)初めて ISO の関係者の講演があったが、ある科警研職員が「品質保証はなぜ必要なんですか」と質問したのには唖然としてしまった。これが日本の現状なのである。

ご寄付の御礼（2018年5月～7月）

2018年5月1日から7月31日までに、以下の皆さまより貴重なご寄付を頂戴しました。

今後もより一層、活動の充実に努めてまいります。本当にありがとうございました。

酒井 潤 様

他8名

メールリングリストのご登録

センターではイベントや支援活動に関する情報をメールで配信する「えん罪救済センターメールリングリスト」を開設しています。

登録をご希望される方は

ipj2015@outlook.com

まで、件名に「メールリングリスト登録希望」とご記入のうえ、ご連絡先とお名前をお知らせください。

※ドメイン指定等の拒否設定をしている場合は上記のアドレスからのメールを受信できるように設定の上、ご連絡ください。

ご寄付のお願い

私共の活動にあたっては、専門家による鑑定費用、交通費、印刷代、通信費その他の多額の費用が発生します。皆様からのご支援により、より手厚く、幅の広いえん罪事件の支援を私共が行うことが可能になります。どうぞご理解とご協力をお願いいたします。

頂戴しましたご寄付は、当センターのえん罪事件救済支援の活動に使わせて頂きます。

お振込み方法

【ゆうちょ銀行からお振込みの場合】

記号14350 番号82839691

名前 エンザイキュウサイセンター（えん罪救済センター）

【他行からお振込みの場合】

銀行名 ゆうちょ銀行 店番 438

普通口座 四三八店（ヨンサンハチ店）

口座番号 8283969

名前 エンザイキュウサイセンター（えん罪救済センター）

本ニュースレターについて

本ニュースレターを今後も定期的に発行いたします。

充実した内容にできるよう努めてまいります。

ぜひお読みください。

次号予告：第9号 2018年10月頃に発行予定です。

◆◇編集後記◇◆

徳永光委員にテキサス州ヒューストンとオースティンの科学的証拠に関する現地調査報告をご寄稿いただきました。冤罪事件の発見などを契機に、手続適正化のための様々な新たな試みが行われています。もちろん現地の刑事司法にも問題は山積していますが、見習うべきところは見習う必要があると思います。〈さ〉

地震や大雨、酷暑など自然災害が続いております。被害にあわれた方におかれましては心よりお見舞い申し上げます。皆様どうぞお気を付けてお過ごしください。〈や〉